3　締約国が2の規定に基づく通告を行った場合には、被影響国の「条約水域」には、当該締約国の領域（領海を含む。）を含む。

4　2の規定に基づく通告は、当該通告を行う締約国についてこの条約が効力を生ずる前に行われる場合には、この条約が効力を生ずる時に、当該締約国について効力を生ずる。当該通告は、当該通告を行う締約国についてこの条約が効力を生じた後に行われる場合には、事務局長が当該通告を受領した後六箇月で効力を生ずる。

5　2の規定に基づく通告を行った締約国は、事務局長に対して撤回を通告することにより、いつでも当該通告を撤回することができる。その撤回の通告は、事務局長が当該撤回の通告を受領した後六箇月で効力を生ずる。ただし、一層遅い効力発生の日が当該撤回の通告に明記されている場合は、この限りでない。

第四条　適用除外

1　この条約は、千九百六十九年の油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約（その改正を含む。）又は千九百七十三年の油以外の物質による汚染の場合における公海上の措置に関する議定書（その改正を含む。）に基づいてとられる措置については、適用しない。

2　この条約は、国の軍艦及び当該国が所有し、又は運航する他の船舶であって政府の非商業的業務にのみ使用しているものについては、当該国が別段の決定を行う場合を除くほか、適用しない。

3　締約国は、この条約を2に規定する軍艦その他の船舶について適用することを決定する場合には、事務局長に対し、その適用の条件を明示した通告を行う。

4　(a)　締約国が前条2の規定に基づく通告を行った場合には、次の規定は、当該締約国の領域（領海を含む。）においては、適用しない。

(i)　第二条4

(ii)　第九条1、5及び7から10まで

(iii)　第十五条

(b)　第九条4の規定は、締約国の領域（領海を含む。）について適用される場合には、次のように読み替える。

登録所有者は、被影響国の国内法令に従うことを条件として、危険をもたらすと決定された難破物をその所有者に代わって除去するため、救助者その他の者と契約することができる。当該被影響国は、その除去の開始に先立ち、当該除去が安全及び海洋環境の保護に対する配慮に適合する方法で行われることを確保するために必要な限度においてのみ、当該除去の条件を定めることができる。

第五条　難破物についての報告

1　締約国は、難破物をもたらした海難に自国を旗国とする船舶が関与した場合には、当該船舶の船長及び運航者に対し、被影響国に遅滞なく報告することを要求する。この条の規定に基づく報告の義務が当該船舶の船長又は運航者のいずれか一方により履行された限りにおいて、他方は、報告の義務を負わない。

2　1に規定する報告には、登録所有者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地並びに次の事項を含む全ての関連情報（難破物が危険をもたらすか否かを被影響国が次条の規定に従って決定するために必要なもの）を含める。

(a)　難破物の正確な位置

(b)　難破物の型式、大きさ及び構造

(c)　難破物に対する損害の性質及び難破物の状態

(d)　貨物（特に危険物質及び有害物質）の性質及び量

(e)　船舶内の油（燃料油及び潤滑油を含む。）の量及び種類

第六条　危険の存在の決定

被影響国は、難破物が危険をもたらすか否かを決定するに際し、次の基準を考慮すべきである。

(a)　難破物の型式、大きさ及び構造

(b)　水域の水深

(c)　水域の潮差及び潮流

(d)　特に影響を受けやすい海域（特定され、及び適当な場合には、機関が採択する指針に従って指定された海域）又は排他的経済水域の明確に限定された水域（拘束力を有する特別の措置が千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約第二百十一条6の規定に基づいてとられた水域）

(e)　航路又は設定された通航路の近接性

(f)　交通の密度及び頻度

(g)　交通の種類

(h)　難破物の貨物の性質及び量、難破物内の油（燃料油、潤滑油等）の量及び種類並びに特に当該貨物又は当該油が海洋環境に放出される場合にもたらされるおそれのある損害

(i)　港湾施設のぜい弱性

(j)　一般的な気象上及び水路上の条件

(k)　水域の海底地形

(l)　天文最低潮位時の水面の上又は水面の下における難破物の高さ

(m)　難破物の形状（音響及び磁気を用いて特定されたもの）

(n)　沖合の施設、パイプライン、電気通信ケーブル及び類似の構築物の近接性

(o)　その他難破物の除去が必要となり得る状況

第七条　難破物の位置の特定

1　被影響国は、難破物を認識した場合には、その性質及び位置につき緊急に船員及び関係国の注意を喚起するため、全ての実行可能な手段（国及び団体を通じた注意の喚起を含む。）を用いる。

2　被影響国は、難破物が危険をもたらすと信ずるに足りる理由がある場合には、当該難破物の正確な位置を特定するため、全ての実行可能な措置がとられることを確保する。

第八条　難破物の標示

1　被影響国は、難破物が危険をもたらすと決定する場合には、当該難破物を標示するため、全ての合理的な措置がとられることを確保する。

2　難破物を標示するに当たっては、当該難破物が存在する水域において用いられている国際的に受け入れられた浮標式にその標示が適合することを確保するため、全ての実行可能な措置をとる。

3　被影響国は、全ての適当な手段（適当な航海用刊行物を含む。）を用いて、難破物の標示の細目を公表する。

第九条　難破物の除去を円滑にするための措置

1　被影響国は、難破物が危険をもたらすと決定する場合には、直ちに次の措置をとる。

(a)　船舶の登録国及び登録所有者に通報すること。

(b)　難破物に関してとられる措置につき、船舶の登録国及び当該難破物によって影響を受けている他の国と協議すること。

2　登録所有者は、危険をもたらすと決定された難破物を除去する。

3　登録所有者（又は他の利害関係者）は、難破物が危険をもたらすと決定された場合には、第十二条の規定により必要とされる保険その他の金銭上の保証についての証拠を被影響国の権限のある当局に提出する。

4　登録所有者は、危険をもたらすと決定された難破物をその所有者に代わって除去するため、救助者その他の者と契約することができる。被影響国は、その除去の開始に先立ち、当該除去が安全及び海洋環境の保護に対する配慮に適合する方法で行われることを確保するために必要な限度においてのみ、当該除去の条件を定めることができる。

5　被影響国は、2及び4に規定する除去が開始された場合には、当該除去が安全及び海洋環境の保護に対する配慮に適合する方法で実際に行われることを確保するために必要な限度においてのみ、当該除去に介入することができる。